

(公 示 用)

令和3年度施行

設 計 書

業務名 : 西区冬みち地域連携事業補助業務

令和3年9月 設計

西区 土木部 維持管理課

業務名 西区冬みち地域連携事業補助業務

一金	総委託費	円也
内訳	設計委託費	円
	消費税等相当額	円

業務説明

1. 業務目的

本業務は、地域の除雪における課題の解決に向け、地域力を組み合わせて地域の実情に沿った各種取組を展開する「冬みち地域連携事業」において、事業を遂行するための補助を行うものである。

2. 業務概要

雪体験授業の補助～企画・準備、出前授業の実施、体験授業の実施、各種補助、ニュースレター作成(マップ無)

3. 履行期間

契約書に示す着手の日から 令和4年3月18日まで

4. 着手

受託者は、本業務を実施するにあたり業務着手前に業務内容の詳細について、委託者と十分協議し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 主任技術者等指定通知書及び経歴書
- (3) 業務日程表(役務履行計画書)

5. 完了

受託者は、本業務の完了後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 完了届
- (2) 成果品一式(補助業務報告書(製本1部、CD2枚))

6. 仕様書

別紙のとおり。

西区冬みち地域連携事業補助業務 仕様書

1 業務目的

本業務は、地域の除雪における課題の解決に向け、地域力を組み合わせて地域の実情に沿った各種取組を展開する「冬みち地域連携事業」において、事業を遂行するための補助を行うものである。

«「冬みち地域連携事業」における本業務関連の取組»

(1) 小学生を対象とした雪体験授業の実施

将来のまちづくりを担う子どもたちが札幌の雪対策や冬の暮らしに关心を持ち、除雪に対する意識が浸透するよう、小学生を対象とした雪体験授業^{*1}を実施する。

※1「雪体験授業」とは、職員が除雪について説明する出前授業（従来型の出前講座の小学生版）に加えて、除雪機械の試乗体験や通学路の危険箇所のマップ作りといった体験学習を併せて行う総合学習である。

(2) 雪体験授業の実施学校一覧（全18校予定）

学校名	学年	人数	実施日	曜日	校時	授業内容 ^{*2}	備考 ^{*3}
琴似小学校	4	91	12月10日	金	3,4	A	1班
発寒小学校	4	76	12月21日	火	3,4	A	1班
山の手小学校	4	97	12月3日	金	3,4	B	1班
手稲東小学校	4	94	12月20日	月	3,4	A	1班
手稲宮丘小学校	4	107	12月6日	月	3,4	A	1班
発寒西小学校	4	140	12月14日	火	3,4	A	2班
八軒小学校	4	79	12月1日	水	3,4	A	1班
二十四軒小学校	4	70	12月9日	木	3,4	B	1班
発寒南小学校	4	64	12月7日	火	3,4	B	1班
西小学校	4	150	12月15日	水	3,4	A	2班
発寒東小学校	4	73	12月22日	水	3,4	A	1班
西野第二小学校	4	107	12月16日	木	3,4	A	1班
八軒西小学校	4	56	2月3日	木	3,4	C	1班
福井野小学校	4	68	12月13日	月	3,4	A	1班
山の手南小学校	4	75	1月28日	金	3,4	C	1班
西園小学校	4	104	12月8日	水	3,4	A	1班
八軒北小学校	4	47	12月2日	木	3,4	A	1班
平和小学校	4	55	12月17日	金	3,4	A	1班

※2: Aは出前授業+除雪機械試乗体験、Bは出前授業+高齢者雪かき体験、Cは出前授業+除雪体験を予定する。

※3: 雪体験授業は、「1班」は表-1のとおり進行し、「2班」は表-2のように学年全児童を2班に分け進行する。

表-1

時限	第1班
3	出前授業
4	体験学習

表-2

時限	第1班	第2班
3	出前授業	体験学習
4	体験学習	出前授業

2 業務内容

《雪体験授業補助》

(1) 業務内容

ア 雪体験授業の企画・準備

- ・雪体験授業全体の流れと内容の企画立案、資料作成支援及び準備、当日の運営に関する事前打合せ（小学校との事前打合せへの同席）を行う。

イ 雪体験授業の実施

- ・出前授業の運営として授業における準備、写真やビデオの撮影、意見や質問の記録、片付けなどを行う。
- ・体験学習の運営として授業における準備、体験学習の実施、写真やビデオの撮影、意見や質問の記録、片付けなどを行う。
- ・雪体験授業の実施（1班あたり）に係る人数は1人を標準とする。

ウ ニュースレター作成（マップ掲載なし）

- ・雪体験授業の実施後に、授業内容を小学校に報告・配布するため、過去に作成したフォーマットを基に、ニュースレター「冬みち通信」を作成する。
- ・ニュースレターの作成は、雪体験授業の実施後、3日以内に「冬みち通信（案）」を提出し、4日以内に「冬みち通信」を提出する。
- ・ニュースレターの規格はA4判、両面1枚、カラー（4C）を標準とする。
- ・ニュースレターのファイル形式は、PPT（パワーポイント形式）を標準とする。
- ・雪体験授業の実施学校に1枚を標準とする。

エ 雪体験授業実施補助員

- ・雪体験授業の運営として、着ぐるみ着用対応、人員が不足する場合に準備補助、出前授業の補助、体験授業の補助、各種片付け補助などを行う。
- ・雪体験授業に係る人数は以下を標準とする。
 - A：出前授業+除雪機械試乗体験は1人
 - B：出前授業+高齢者雪かき体験は3人
 - C：出前授業+除排雪体験は2人

(2) 実施内容

- ア 実施校及び開催日等は、前頁の「雪体験授業の実施学校一覧（予定）」のとおりとする（今後、変更が生じる可能性あり）。
- イ 開催時間は、準備及び片付けを含めて概ね3.0時間とする。

(3) 成果の報告

ア 授業の記録や資料等を取りまとめ、報告書を作成する。

- ・授業の記録等：意見や質問、グループごとの懇談内容、懇談状況、写真など
- ・資料等：業務で使用又は作成した資料（ニュースレター等）、業務主任等との打合せ記録簿など

イ 報告書は製本1部、CD2枚とする。

3 その他

- ・本業務は、札幌市土木設計業務共通仕様書（令和2年10月改訂版）「第1章 総則・一般」により業務管理を行うものとする。また、本業務で使用する書類等の様式は、同仕様書の様式を使用すること（札幌市工事管理室HP参照）。
- ・本業務の成果品は、「電子納品に関する手引き（土木業務編）」により納品すること（札幌市工事管理室HP参照）。
- ・報告書の製本は、可能な限り再生紙を使用すること。
- ・業務主任又は業務員との業務打合せ後は、打合せ記録簿を作成すること。
- ・受託者は、本業務に関する事項及び作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩及び転用してはならない。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ・受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- ・疑義が生じた場合及びこの仕様書に定めの無い事項については、本市との協議により、円満に解決すること。

別 記

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

内 訳

雪体験授業補助

内訳書

一
今

四(原)

円(変更)

内 訳

第1号内訳書

単価算出調書

直接人件費